

答弁書第四九号

内閣参質一七一第四九号

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江 田 五 月 殿

参議院議員松野信夫君提出高速自動車国道東九州自動車道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出高速自動車国道東九州自動車道に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「確定したルート」及び「予定ルート」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高速自動車国道東九州自動車道の福岡県築上郡築上町宇佐市間の区間（以下「東九州自動車道築上町宇佐市間」という。）については、平成十一年十一月三十日に大分県が、また、同年十二月一日に福岡県が、それぞれの関係区間について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき都市施設としてその位置、区域等を定めた都市計画を決定し、同月二十四日に国土交通大臣が、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）に基づき、経過する市町村名等を定めた当該区間の新設に関する整備計画（以下「整備計画」という。）を決定した。当該都市計画の決定に先立ち、大分県及び福岡県においては、都市計画法に基づき都市計画の案の公告及び縦覧等を行っており、その後も関係地方公共団体等において、当該区間の事業に関する地元説明会の開催、地域住民による具体的な提案等に対する回答等を行っていると承知している。

三について

整備計画を踏まえて西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が作成

した東九州自動車道築上町宇佐市間に関する工事計画書によると、差し当たり二車線の完成をもって供用を開始するまでの事業費は約千三十億円、「切盛土工費」は約百十二億円、「橋梁費」は約百七十八億円、「連絡等施設費」は約五十七億円、「用地補償費」は約百八十九億円、「文化財調査費」は約八十九億円、「文化財調査費」を含む「付帯工事費」は約九十八億円であり、「遮音壁設置費及びインターアクセス道路整備費」は計上されていない。

四について

お尋ねについては、承知していない。

五について

お尋ねについては、関係する資料が現存していないことから、お答えすることは困難である。